

# 不法投棄未然防止事業協力

○家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合(概ね50%)を製造業者等が助成する制度。

○事業の実施期間 毎年1月～12月(12か月間)

○事業の募集期間 事業前年の7月初旬～9月中旬

○詳細は <https://www.aeha.or.jp/recycle/> または

一般財団法人家電製品協会 事業協力室 [kyouryoku@aeha.or.jp](mailto:kyouryoku@aeha.or.jp) までお問合せください

## ＜制度概要＞

※引渡事業のみの実施は助成の対象となりません。

**助 成 金 額**

**防 止 事 業**

**防 止 費 用**※1  
市町村等が防止事業に要する支出額の総和  
パトロール委託費用、看板の作成費用、監視カメラ設置費用、不法投棄防止・無許可の回収業者等への排出防止ステッカー費用等

**概ね 助成率50%**

×

**引 渡 事 業** ※2

**撤 去 等 費 用**※1  
不法投棄された家電リサイクル対象品目の撤去及び指定引取場所までの運搬に要する費用

**助成率100%**

×

**引 渡 費 用**※1  
不法投棄された家電リサイクル対象品目を市町村等が指定引取場所で引き渡す際に必要となるリサイクル費用(家電リサイクル料金)

×

※1 助成対象の費用については、応募の内容に基づき上限額が設定される

※2 防止事業の期間のうち連続した3ヶ月間実施